

資料① 「食品産業センターが提出した意見(パブリックコメント)に対する結果」

「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ(平成22年度入札に向けた取りまとめ(案))に対する意見の募集の結果」より食品産業センターの意見に対する回答部分を抜粋しました。

パブコメ意見に対する考え方			
番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
2. 材料リサイクルの優先的取扱いを巡る経緯等			
2	技術革新は厳しい競争環境の中で進むのが一般的であるため「強い競争環境が回避され、技術の進展等を促したと考えられる」との記述は削除すべきである。	5	材料リサイクル事業者において、強い競争環境が回避されたこと、また技術の進展があったことは事実であるため、修正の必要はないと考えます
7	今般の合同会合におけるヒアリングの報告者を明確にする観点から「ヒアリング」を「主に材料リサイクル事業者を対象としたヒアリング」に修正すべきである。	3	ヒアリングの報告者を列記することは、材料リサイクル事業者をはじめ、ケミカル事業者等、いろいろな方からヒアリングを実施していることから適当でなく、ここではヒアリングの代表的な内容を記載しています。
8	適否の結論が出ていないのに課題を抱えたまま措置を継続するのは単に既成事実を積み上げるだけで問題解決にならない。このため「合同会合取りまとめ以降もその適否に関する結論を否定する事実も判明していないことから、」を削除すべきである。	5	平成19年6月の合同会合取りまとめでも「特定の手法の優位性を示すには到らなかった」とされており、結論を否定する事実は判明しておりません。また、優先的取扱いの在り方については、今後の技術動向や処理の実施状況、環境負荷分析(LCA分析)等の科学的知見の把握及び評価、今回導入する措置の実施状況等も踏まえ、検討を行うこととしております。
3. 平成22年度において導入すべき措置			
(4)入札制度以外の改善			
52	特定事業者は再商品化製品の利用に向けて努力しており、3Rの努力を回避しているかのような表現は修正すべき。また、再商品化製品の使用は全ての事業者が取り組むべき責務であり、特定事業者のみにその責務が過重に課されるべきではない。	6	当該記述は容器包装リサイクル法第11条～第14条の規定を記述し、これとは別に当該者の再商品化製品の利用に係る取組について記述したもので、排出抑制を含め特定事業者の3Rの取組全体を評価したり、あるいは他の事業者や消費者との利用に係る責務の軽重を言うものではありません。なお、特定事業者が進める3Rの取組を含め、関係者の「共創」を促進することとしています。
58	汚れの付着した容器包装の排除が重要であることを明記すべき。また、ラップ類の排除のみを強調する必要はない	4	汚れの付着した容器包装の排除の重要性に鑑み、再商品化が困難なものの例示として、洗浄が困難なラップ類を示しています。なお、付着した汚れの洗浄が困難であることは文意から明らかであると考えます。
4. 中長期的課題について			
69	「夏頃」がいつを指しているのかが不明であるため、平成23年度入札に反映できるよう、「平成22年6月」までに結論を得るものとすべき。	4	概ね来年度夏頃までに結論を得て、平成23年度の入札に反映できることが望ましいと考えています。